

5 対象公共サービスの実施期間終了後の実施の在り方に関する評価及びこれに伴う基本方針の見直し

(1) 評価の位置付け

競争の導入による公共サービスの改革を不断に進めるためには、これまでの対象公共サービスの実施状況を十分に検討した上で、実施期間の終了後の対象公共サービスの実施の在り方について見直すことが重要である。

法第7条第8項の規定に基づき、内閣総理大臣は、対象公共サービスの実施状況(目的の達成の程度その他の対象公共サービスの質及び経費に係る状況)を踏まえ、対象公共サービスを継続させる必要性その他その業務の全般にわたる評価(以下「評価」という。)を行った上で、実施期間終了後の対象公共サービスの実施の在り方を見直し、必要に応じて、基本方針を変更する。

(2) 評価の手続

評価は、対象公共サービスの実施期間終了時から開始するのではなく、当該実施期間終了時において、速やかに次の段階に移行し、新たな官民競争入札又は民間競争入札を実施することができるよう、適切な時期から開始することを原則とする。

具体的には、以下の手続により実施する。

- ① 対象公共サービスを所管する国の行政機関等の長等は、下記(3)ア及びイに掲げる事項に関する情報を収集するための調査を行うとともに、当該情報を内閣総理大臣及び監理委員会へ提出する。
- ② ①により提出された情報を踏まえ、内閣総理大臣は、評価案を作成し、対象公共サービスを所管する国の行政機関等の長等と協議する。
- ③ 内閣総理大臣は、評価案について、監理委員会の議を経た上で、評価を確定する。
- ④ 確定した評価を踏まえ、基本方針を見直し、必要に応じ、変更する。

(3) 評価の観点

実施期間終了後の対象公共サービスの実施の在り方に関する内閣総理大臣の評価は、以下のア・イの観点から行う。

その際、社会経済情勢の変化等、対象公共サービスをめぐる環境の変化等も適切に勘案する。

ア 対象公共サービスを継続させる必要性に関する評価

対象公共サービスを所管する国の行政機関等の長等が実施する対象公共サービスの利用状況調査等を通じて、当該対象公共サービスを継続させる必要性の有無等を検

証した上で、当該対象公共サービスの在り方について整理する。

イ 対象公共サービスの実施内容に関する評価

これまでの対象公共サービスの実施状況（対象公共サービスの質及び経費。以下同じ）について、

- ① 対象公共サービスの実施状況が、契約内容（実施体制及び実施方法並びに経費）に記載されている内容以上の効果を上げているか否か、
- ② 対象公共サービスの実施状況と実施要項において情報開示されている従来の実施状況（経費、人員、施設設備及び目的の達成の程度）等を比較考量することや、民間事業者が落札し、業務を実施している場合の対象公共サービスの実施状況と国が直轄で実施する同様の業務の実施状況（当該業務の質及び経費）を比較考量すること等により、対象公共サービスの質の維持向上及び経費の削減の観点から効果を上げているか否か

等を明らかにし、その要因を把握した上で、一層の対象公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図るために必要と考えられる対応策（例えば、対象公共サービスの実施地域・地点の拡大、対象公共サービスの範囲の拡大、確保すべき対象公共サービスの質の内容の再設定、落札者等を決定するための評価基準の見直し等）を得る。

(4) 基本方針の見直し等

上記(3)を踏まえ、基本方針を見直し、再度、官民競争入札又は民間競争入札を実施する場合等には、必要に応じ、基本方針を変更するとともに、新たな実施要項を策定するものとする。

6 公務員の処遇

官民競争入札又は民間競争入札の結果、民間事業者が落札した場合の国家公務員の処遇については、配置転換と新規採用の抑制により対応することを基本とする。各任命権者は、職員の不安やこれによる士気の低下を来さないよう、責任を持って円滑な配置転換に取り組むものとする。

官民競争入札又は民間競争入札の実施に伴って、「国の行政機関の定員の純減について」（平成18年6月30日閣議決定）に定める定員の純減目標の見直しが行われ、定員の減少の結果、当該部門内で配置転換を行ってもなお職員数が定員を上回ることとなる場合には、「国家公務員の配置転換、採用抑制等に関する全体計画」（同）に定める配置転換、採用抑制等の仕組みを活用する。

また、任命権者の要請に応じて国家公務員を退職し、落札事業者の下で業務に従事した者が、再び職員に採用されることを希望する場合には、任命権者は、その者の退

職前の職員としての勤務経験と落札事業者における勤務経験とを勘案し、本人の希望について十分配慮する。

7 制度の活用に向けた取組

国は、公共サービスの改革に関する優良事例等の蓄積・整理や改革の進捗状況等の情報の公表を行うとともに、地方公共団体、民間事業者等の要望に対する必要な助言・支援等を行い、公共サービスの改革の一層の推進に努める。

あわせて、国は、国民、民間事業者、地方公共団体等に対して、法の基本理念や制度の具体的な仕組み等について広報・啓発、情報提供を行うとともに、諸外国における関連制度の動向等を含めた調査研究を行う。

第3 法第7条第2項第3号から第8号までに掲げる事項

法第7条第2項第3号から第8号までに掲げる事項に関する措置については、別表に基づき、計画的かつ着実に実施する。

別表に盛り込まれた措置に関する進捗状況等については、監理委員会が把握し、必要に応じ適切に関与するものとする。

1. 統計調査関連業務

事項名	措置の内容等	担当府省
(1) 科学技術研究調査	<ul style="list-style-type: none"> ○ 科学技術研究調査について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【業務の概要及び入札の対象範囲】 調査票の送付・回収(督促)、照会対応(記入指導等)に係る業務 【入札等の実施予定時期】 平成19年1月までに入札公告し、同年4月から落札者による事業を実施 【契約期間】 平成19年4月から12月までの9か月間 	総務省
(2) 科学技術研究調査以外の総務省所管の指定統計調査	<ul style="list-style-type: none"> ○ 科学技術研究調査を除く総務省所管のすべての指定統計調査について、統計の信頼性等を確保しつつ民間開放を推進することとし、監理委員会と連携して行っている検討状況を踏まえ、地方公共団体における民間開放に係る入札の実施を平成19年度から(同年度に実施されない指定統計調査については調査時期が到来次第順次)可能とするために必要な措置を講じる。 	総務省
(3) 統計調査の民間開放に向けた措置等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 統計調査の民間開放のための法的措置を平成19年通常国会において講じる等、実施のために必要な措置を講じる。 ○ 総務省における統計調査の民間開放の検討状況を踏まえ、総務省は、関係府省と連携して、統計調査の民間開放を促すためのガイドラインの改定を平成19年5月末までに措置する。各府省は、ガイドラインの改定作業と並行して、法に基づく対象業務とすることが適切な統計調査業務の洗い出しを含め、民間開放に向けた具体的な方策について検討を行い、同年5月末までに結論を得る。 ○ 総務省は、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」に基づき平成20年度から開始する予定のサービス産業動向調査(仮称)について、法の対象業務とすることも視野に入れて、民間開放についての検討を行い、19年5月末までに結論を得る。 ○ 農林水産省は、公務員総人件費改革の取組の一環としても民間開放を推進することとし、牛乳乳製品統計調査(指定統計調査)、生鮮食料品価格・販売動向調査(承認統計調査)等について平成20年度から法の対象業務とする方向で検討を行う。 	総務省及び関係府省
(4) (独)統計センター	<ul style="list-style-type: none"> ○ (独)統計センターの実施している業務について、民間開放を推進する。具体的には、平成19年度に行われる(独)統計センターの組織・業務の見直しに資するよう、①符号格付業務の民間開放の具体化に向けた実証的な検証を同年度前半までに完了する、②調査票の受付・整理、データ入力、符号格付以外の業務の民間開放に対する考え方を同年6月末までに整理する。これらについては、監理委員会と連携して、そのための具体的な検討を行う。 	総務省